

第155号議案

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月15日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

人事院勧告に準じて、職員の給料月額、扶養手当の額及び勤勉手当の支給割合を改定するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第14項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	

14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400

46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	

78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800	380,500			
95		294,400	342,300	380,800			
96		294,800	342,700	381,100			
97		295,000	342,800	381,400			
98		295,300	343,300	381,700			
99		295,700	343,700	382,000			
100		296,100	344,000	382,300			
101		296,300	344,300	382,600			
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				
105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				
109		298,700	347,700				

	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200	349,700				
	115		300,500	350,200				
	116		300,900	350,700				
	117		301,100	351,200				
	118		301,300	351,700				
	119		301,600	352,200				
	120		301,900	352,700				
	121		302,300	353,200				
	122		302,500	353,700				
	123		302,800	354,200				
	124		303,100	354,700				
	125		303,400	355,200				
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500
	2	247,700	333,500	398,400
	3	250,200	336,400	401,300
	4	252,700	339,400	404,100
	5	255,000	342,100	406,800
	6	258,800	345,400	409,500
7	262,600	348,500	412,300	

8	266,400	351,600	415,000
9	270,000	354,500	417,500
10	274,000	357,400	420,200
11	278,000	360,500	422,900
12	282,000	363,700	425,600
13	285,800	366,700	428,000
14	289,800	370,300	430,500
15	293,700	373,500	432,900
16	297,600	377,200	435,400
17	301,400	380,800	437,600
18	305,000	383,500	440,000
19	308,500	386,300	442,400
20	312,100	389,000	444,800
21	315,700	391,900	446,600
22	319,400	394,500	449,000
23	322,900	397,100	451,400
24	326,400	399,500	453,700
25	329,900	401,800	455,800
26	332,700	404,100	458,100
27	335,300	406,400	460,300
28	337,900	408,700	462,600
29	340,700	411,000	464,800
30	342,800	413,100	467,100
31	345,000	415,100	469,400
32	347,400	417,200	471,600
33	349,700	419,300	473,600
34	352,100	421,200	475,700
35	354,300	423,200	477,800
36	356,800	425,200	479,900
37	359,200	427,200	482,000
38	361,600	429,200	483,800
39	364,000	431,200	485,600
40	366,200	433,200	487,400
41	368,500	435,100	489,100
42	369,900	436,900	490,900

43	371,400	438,600	492,700
44	372,800	440,400	494,500
45	374,300	442,300	496,100
46	375,700	444,100	497,800
47	377,200	445,900	499,600
48	378,700	447,600	501,400
49	379,900	449,400	503,000
50	380,900	451,100	504,300
51	381,900	452,900	505,600
52	382,800	454,700	506,900
53	383,800	456,600	508,100
54	384,700	457,800	509,400
55	385,600	459,000	510,700
56	386,500	460,200	512,000
57	387,400	461,400	513,000
58	388,300	462,400	513,800
59	389,100	463,400	514,600
60	389,900	464,400	515,400
61	390,600	465,200	516,300
62	391,100	465,900	517,100
63	391,500	466,600	518,000
64	392,000	467,300	518,800
65	392,300	468,000	519,700
66		468,700	520,600
67		469,400	521,300
68		470,100	522,200
69		470,500	523,100
70		471,200	523,900
71		471,900	524,800
72		472,600	525,700
73		473,000	526,500
74		473,600	527,400
75		474,300	528,300
76		475,000	529,000
77		475,400	529,800



78			476,000	530,700
79			476,600	531,600
80			477,100	532,500
81			477,700	533,300
82			478,200	534,200
83			478,700	535,100
84			479,200	536,000
85			479,600	536,800
86			480,200	537,700
87			480,600	538,600
88			481,100	539,500
89			481,600	540,300
90			482,200	
91			482,800	
92			483,200	
93			483,700	
94			484,300	
95			484,900	
96			485,500	
97			486,000	
再任用 職員		295,400	337,800	392,200

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 豊岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第12条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

第13条第1項中「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」

を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子になった場合

第31条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第14項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

(豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第9条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は平成28年4月1日から、第1条改正後給与条例第31条第2項及び附則第14項並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条改正後給与条例別表第1及び別表第2の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の豊岡市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、第12条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第13条第1項各号列記以外の部分中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員

となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（市長への委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市職員の給与に関する条例（第1条関係）

ア 平成28年12月期の勤勉手当について、支給割合を100分の80から100分の90に改めること。また、これに伴い再任用職員等の支給割合等を改めること。  
（第31条、附則第14項関係）

イ 行政職給料表及び医師職給料表について、平成28年度の給料月額を引き上げること。（別表第1、別表第2関係）

(2) 豊岡市職員の給与に関する条例（第2条関係）

ア 平成29年4月からの扶養手当の額について、配偶者は13,000円を6,500円に、扶養親族たる子は6,500円を10,000円に改め、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当月額4,500円の加算を廃止すること。（第12条、第13条関係）

イ 平成29年6月期以降の勤勉手当について、支給割合を100分の90から100分の85に改めること。また、これに伴い再任用職員等の支給割合等を改めること。（第31条、附則第14項関係）

(3) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条関係）

ア 特定任期付職員の平成28年度の給料月額を引き上げること。（第7条関係）

イ 特定任期付職員の平成28年12月期の期末手当について、支給割合を100分の157.5から100分の167.5に改めること。（第9条関係）

(4) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）

特定任期付職員の平成29年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の167.5から100分の162.5に改めること。（第9条関係）

2 附則

(1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1(2)及び1(4)の改正規定は、平成29年4月1日から施行すること。（改正条例附則第1項関係）

(2) 1(1)イ及び1(3)アの給料表に係る改正規定は平成28年4月1日から、1(1)ア及び1(3)イの勤勉手当に係る改正規定は平成28年12月1日から適用すること。（改正条例附則第2項関係）

(3) 扶養手当の支給に関し、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は激変緩和措置を定めること。（改正条例附則第4項関係）

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めること。（改正条例附則第3項、第5項関係）

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の87.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>14 附則第11項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の80</u>を乗じて</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>附 則</p> <p>1～13 略</p> <p>14 附則第11項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.35</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の90</u>を乗じて</p>

得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

15～19 略

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務の級の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用	円	円	円	円	円	円	円
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600

得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

15～19 略

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務の級の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,800	391,700
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,900	394,000

15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700

15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
16	160,400	217,900	250,500	290,319,900	319,900	349,600	398,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100



40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	

40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,400
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,400	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	

65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800
66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100
67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400
68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700
69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900
70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200
71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500
72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800
73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000
74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300
75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600
76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800
77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600
80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100	
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400	
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600	
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800	

65	227, 300	280, 700	327, 400	366, 100	382, 500	404, 200
66	228, 100	281, 600	327, 800	366, 800	383, 100	404, 500
67	229, 000	282, 300	328, 500	367, 500	383, 700	404, 800
68	230, 100	283, 200	329, 300	368, 200	384, 300	405, 100
69	230, 800	284, 200	330, 100	368, 500	384, 700	405, 300
70	231, 500	285, 000	330, 800	369, 100	385, 200	405, 600
71	232, 100	285, 800	331, 500	369, 800	385, 700	405, 900
72	232, 900	286, 600	332, 200	370, 400	386, 300	406, 200
73	233, 700	287, 400	332, 700	370, 700	386, 600	406, 400
74	234, 400	287, 900	333, 300	371, 300	387, 000	406, 700
75	235, 100	288, 300	333, 800	372, 000	387, 400	407, 000
76	235, 700	288, 800	334, 400	372, 600	387, 800	407, 200
77	236, 400	288, 900	334, 700	373, 000	388, 100	407, 400
78	237, 200	289, 300	335, 200	373, 500	388, 400	407, 700
79	238, 000	289, 500	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000
80	238, 700	289, 900	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200
81	239, 400	290, 100	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400
82	240, 100	290, 300	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700
83	240, 800	290, 700	337, 500	376, 200	389, 800	409, 000
84	241, 500	291, 000	338, 000	376, 500	390, 000	409, 200
85	242, 100	291, 300	338, 300	376, 900	390, 200	409, 400
86	242, 800	291, 600	338, 700	377, 400	390, 500	
87	243, 500	291, 900	339, 200	377, 800	390, 800	
88	244, 200	292, 300	339, 600	378, 200	391, 000	
89	244, 900	292, 600	339, 900	378, 600	391, 200	

90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400	380,100			
95		294,000	341,900	380,400			
96		294,400	342,300	380,700			
97		294,600	342,400	381,000			
98		294,900	342,900	381,300			
99		295,300	343,300	381,600			
100		295,700	343,600	381,900			
101		295,900	343,900	382,200			
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				
114		299,800	349,300				

90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800	380,500			
95		294,400	342,300	380,800			
96		294,800	342,700	381,100			
97		295,000	342,800	381,400			
98		295,300	343,300	381,700			
99		295,700	343,700	382,000			
100		296,100	344,000	382,300			
101		296,300	344,300	382,600			
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				
105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				
109		298,700	347,700				
110		299,100	348,100				
111		299,500	348,400				
112		299,800	348,700				
113		299,900	349,200				
114		300,200	349,700				

115	300,100	349,800					
116	300,500	350,300					
117	300,700	350,800					
118	300,900	351,300					
119	301,200	351,800					
120	301,500	352,300					
121	301,900	352,800					
122	302,100	353,300					
123	302,400	353,800					
124	302,700	354,300					
125	303,000	354,800					
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 (第5条関係)

医師職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
再任用職員1		円 243,300	円 328,600	円 394,300
職員2		円 245,800	円 331,600	円 397,200

115	300,500	350,200					
116	300,900	350,700					
117	301,100	351,200					
118	301,300	351,700					
119	301,600	352,200					
120	301,900	352,700					
121	302,300	353,200					
122	302,500	353,700					
123	302,800	354,200					
124	303,100	354,700					
125	303,400	355,200					
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 (第5条関係)

医師職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
再任用職員1		円 245,200	円 330,500	円 395,500
職員2		円 247,700	円 333,500	円 398,400

3	248,300	334,500	400,100
4	250,800	337,600	403,000
5	253,100	340,300	405,700
6	256,900	343,600	408,400
7	260,700	346,800	411,200
8	264,500	349,900	414,000
9	268,100	352,900	416,600
10	272,100	355,900	419,300
11	276,100	359,000	422,000
12	280,100	362,200	424,700
13	283,900	365,300	427,200
14	287,900	368,900	429,700
15	291,800	372,300	432,100
16	295,700	376,000	434,600
17	299,500	379,600	436,800
18	303,100	382,300	439,200
19	306,600	385,100	441,600
20	310,200	387,900	444,000
21	313,800	390,800	446,000
22	317,500	393,400	448,400
23	321,000	396,000	450,800
24	324,700	398,600	453,100
25	328,200	400,900	455,300
26	331,000	403,200	457,600
27	333,700	405,500	459,800

3	250,200	336,400	401,300
4	252,700	339,400	404,100
5	255,000	342,100	406,800
6	258,800	345,400	409,500
7	262,600	348,500	412,300
8	266,400	351,600	415,000
9	270,000	354,500	417,500
10	274,000	357,400	420,200
11	278,000	360,500	422,900
12	282,000	363,700	425,600
13	285,800	366,700	428,000
14	289,800	370,300	430,500
15	293,700	373,500	432,900
16	297,600	377,200	435,400
17	301,400	380,800	437,600
18	305,000	383,500	440,000
19	308,500	386,300	442,400
20	312,100	389,000	444,800
21	315,700	391,900	446,600
22	319,400	394,500	449,000
23	322,900	397,100	451,400
24	326,400	399,500	453,700
25	329,900	401,800	455,800
26	332,700	404,100	458,100
27	335,300	406,400	460,300

<u>28</u>	<u>336,300</u>	<u>407,800</u>	<u>462,100</u>
<u>29</u>	<u>339,100</u>	<u>410,200</u>	<u>464,300</u>
<u>30</u>	<u>341,400</u>	<u>412,300</u>	<u>466,600</u>
<u>31</u>	<u>343,600</u>	<u>414,300</u>	<u>468,900</u>
<u>32</u>	<u>346,000</u>	<u>416,400</u>	<u>471,100</u>
<u>33</u>	<u>348,400</u>	<u>418,500</u>	<u>473,100</u>
<u>34</u>	<u>350,800</u>	<u>420,500</u>	<u>475,200</u>
<u>35</u>	<u>353,100</u>	<u>422,500</u>	<u>477,300</u>
<u>36</u>	<u>355,600</u>	<u>424,500</u>	<u>479,400</u>
<u>37</u>	<u>358,000</u>	<u>426,600</u>	<u>481,500</u>
<u>38</u>	<u>360,400</u>	<u>428,600</u>	<u>483,300</u>
<u>39</u>	<u>362,800</u>	<u>430,600</u>	<u>485,100</u>
<u>40</u>	<u>365,200</u>	<u>432,600</u>	<u>486,900</u>
<u>41</u>	<u>367,500</u>	<u>434,600</u>	<u>488,600</u>
<u>42</u>	<u>368,900</u>	<u>436,400</u>	<u>490,400</u>
<u>43</u>	<u>370,400</u>	<u>438,100</u>	<u>492,200</u>
<u>44</u>	<u>371,900</u>	<u>439,900</u>	<u>494,000</u>
<u>45</u>	<u>373,400</u>	<u>441,800</u>	<u>495,600</u>
<u>46</u>	<u>374,800</u>	<u>443,600</u>	<u>497,300</u>
<u>47</u>	<u>376,300</u>	<u>445,400</u>	<u>499,100</u>
<u>48</u>	<u>377,800</u>	<u>447,100</u>	<u>500,900</u>
<u>49</u>	<u>379,100</u>	<u>448,900</u>	<u>502,500</u>
<u>50</u>	<u>380,100</u>	<u>450,600</u>	<u>503,800</u>
<u>51</u>	<u>381,100</u>	<u>452,400</u>	<u>505,100</u>
<u>52</u>	<u>382,100</u>	<u>454,200</u>	<u>506,400</u>

<u>28</u>	<u>337,900</u>	<u>408,700</u>	<u>462,600</u>
<u>29</u>	<u>340,700</u>	<u>411,000</u>	<u>464,800</u>
<u>30</u>	<u>342,800</u>	<u>413,100</u>	<u>467,100</u>
<u>31</u>	<u>345,000</u>	<u>415,100</u>	<u>469,400</u>
<u>32</u>	<u>347,400</u>	<u>417,200</u>	<u>471,600</u>
<u>33</u>	<u>349,700</u>	<u>419,300</u>	<u>473,600</u>
<u>34</u>	<u>352,100</u>	<u>421,200</u>	<u>475,700</u>
<u>35</u>	<u>354,300</u>	<u>423,200</u>	<u>477,800</u>
<u>36</u>	<u>356,800</u>	<u>425,200</u>	<u>479,900</u>
<u>37</u>	<u>359,200</u>	<u>427,200</u>	<u>482,000</u>
<u>38</u>	<u>361,600</u>	<u>429,200</u>	<u>483,800</u>
<u>39</u>	<u>364,000</u>	<u>431,200</u>	<u>485,600</u>
<u>40</u>	<u>366,200</u>	<u>433,200</u>	<u>487,400</u>
<u>41</u>	<u>368,500</u>	<u>435,100</u>	<u>489,100</u>
<u>42</u>	<u>369,900</u>	<u>436,900</u>	<u>490,900</u>
<u>43</u>	<u>371,400</u>	<u>438,600</u>	<u>492,700</u>
<u>44</u>	<u>372,800</u>	<u>440,400</u>	<u>494,500</u>
<u>45</u>	<u>374,300</u>	<u>442,300</u>	<u>496,100</u>
<u>46</u>	<u>375,700</u>	<u>444,100</u>	<u>497,800</u>
<u>47</u>	<u>377,200</u>	<u>445,900</u>	<u>499,600</u>
<u>48</u>	<u>378,700</u>	<u>447,600</u>	<u>501,400</u>
<u>49</u>	<u>379,900</u>	<u>449,400</u>	<u>503,000</u>
<u>50</u>	<u>380,900</u>	<u>451,100</u>	<u>504,300</u>
<u>51</u>	<u>381,900</u>	<u>452,900</u>	<u>505,600</u>
<u>52</u>	<u>382,800</u>	<u>454,700</u>	<u>506,900</u>

<u>53</u>			<u>383, 800</u>	<u>456, 600</u>	<u>508, 100</u>
<u>54</u>			<u>384, 700</u>	<u>457, 800</u>	<u>509, 400</u>
<u>55</u>			<u>385, 600</u>	<u>459, 000</u>	<u>510, 700</u>
<u>56</u>			<u>386, 500</u>	<u>460, 200</u>	<u>512, 000</u>
<u>57</u>			<u>387, 400</u>	<u>461, 400</u>	<u>513, 000</u>
<u>58</u>			<u>388, 300</u>	<u>462, 400</u>	<u>513, 800</u>
<u>59</u>			<u>389, 100</u>	<u>463, 400</u>	<u>514, 600</u>
<u>60</u>			<u>389, 900</u>	<u>464, 400</u>	<u>515, 400</u>
<u>61</u>			<u>390, 600</u>	<u>465, 200</u>	<u>516, 300</u>
<u>62</u>			<u>391, 100</u>	<u>465, 900</u>	<u>517, 100</u>
<u>63</u>			<u>391, 500</u>	<u>466, 600</u>	<u>518, 000</u>
<u>64</u>			<u>392, 000</u>	<u>467, 300</u>	<u>518, 800</u>
<u>65</u>			<u>392, 300</u>	<u>468, 000</u>	<u>519, 700</u>
<u>66</u>				<u>468, 700</u>	<u>520, 600</u>
<u>67</u>				<u>469, 400</u>	<u>521, 300</u>
<u>68</u>				<u>470, 100</u>	<u>522, 200</u>
<u>69</u>				<u>470, 500</u>	<u>523, 100</u>
<u>70</u>				<u>471, 200</u>	<u>523, 900</u>
<u>71</u>				<u>471, 900</u>	<u>524, 800</u>
<u>72</u>				<u>472, 600</u>	<u>525, 700</u>
<u>73</u>				<u>473, 000</u>	<u>526, 500</u>
<u>74</u>				<u>473, 600</u>	<u>527, 400</u>
<u>75</u>				<u>474, 300</u>	<u>528, 300</u>
<u>76</u>				<u>475, 000</u>	<u>529, 000</u>
<u>77</u>				<u>475, 400</u>	<u>529, 800</u>

<u>53</u>	<u>383, 100</u>	<u>456, 100</u>	<u>507, 700</u>
<u>54</u>	<u>384, 000</u>	<u>457, 300</u>	<u>509, 000</u>
<u>55</u>	<u>384, 900</u>	<u>458, 500</u>	<u>510, 300</u>
<u>56</u>	<u>385, 800</u>	<u>459, 700</u>	<u>511, 600</u>
<u>57</u>	<u>386, 800</u>	<u>460, 900</u>	<u>512, 600</u>
<u>58</u>	<u>387, 700</u>	<u>461, 900</u>	<u>513, 400</u>
<u>59</u>	<u>388, 500</u>	<u>462, 900</u>	<u>514, 200</u>
<u>60</u>	<u>389, 300</u>	<u>463, 900</u>	<u>515, 000</u>
<u>61</u>	<u>390, 100</u>	<u>464, 700</u>	<u>515, 900</u>
<u>62</u>	<u>390, 600</u>	<u>465, 400</u>	<u>516, 700</u>
<u>63</u>	<u>391, 000</u>	<u>466, 100</u>	<u>517, 600</u>
<u>64</u>	<u>391, 500</u>	<u>466, 800</u>	<u>518, 400</u>
<u>65</u>	<u>391, 800</u>	<u>467, 500</u>	<u>519, 300</u>
<u>66</u>		<u>468, 200</u>	<u>520, 200</u>
<u>67</u>		<u>468, 900</u>	<u>520, 900</u>
<u>68</u>		<u>469, 600</u>	<u>521, 800</u>
<u>69</u>		<u>470, 100</u>	<u>522, 700</u>
<u>70</u>		<u>470, 800</u>	<u>523, 500</u>
<u>71</u>		<u>471, 500</u>	<u>524, 400</u>
<u>72</u>		<u>472, 200</u>	<u>525, 300</u>
<u>73</u>		<u>472, 600</u>	<u>526, 100</u>
<u>74</u>		<u>473, 200</u>	<u>527, 000</u>
<u>75</u>		<u>473, 900</u>	<u>527, 900</u>
<u>76</u>		<u>474, 600</u>	<u>528, 600</u>
<u>77</u>		<u>475, 000</u>	<u>529, 400</u>

78	475,600	530,300
79	476,200	531,200
80	476,700	532,100
81	477,300	532,900
82	477,800	533,800
83	478,300	534,700
84	478,800	535,600
85	479,200	536,400
86	479,800	537,300
87	480,200	538,200
88	480,700	539,100
89	481,200	539,900
90	481,800	
91	482,400	
92	482,800	
93	483,300	
94	483,900	
95	484,500	
96	485,100	
97	485,600	
再任用職員	337,400	391,800
	295,000	

備考 この表は、医師に適用する。

78	476,000	530,700
79	476,600	531,600
80	477,100	532,500
81	477,700	533,300
82	478,200	534,200
83	478,700	535,100
84	479,200	536,000
85	479,600	536,800
86	480,200	537,700
87	480,600	538,600
88	481,100	539,500
89	481,600	540,300
90	482,200	
91	482,800	
92	483,200	
93	483,700	
94	484,300	
95	484,900	
96	485,500	
97	486,000	
再任用職員	337,800	392,200
	295,400	

備考 この表は、医師に適用する。



豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）とする。</p> <p>4 略</p> <p>第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならぬ。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。</p> <p>4 略</p> <p>第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨</p> <p>_____を任命権者に届け出なければならぬ。</p>

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号 に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときは その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員については同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(勤勉手当)

第31条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子になつた場合

(勤勉手当)

第31条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員

にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～13 略

14 附則第11項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

15～19 略

にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～13 略

14 附則第11項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

15～19 略

豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）																																
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員、技能職員及び労務職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員、技能職員及び労務職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>371,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>419,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>607,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>709,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>829,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	371,000	2	419,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	7	829,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>372,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>607,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>709,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>829,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	372,000	2	420,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	7	829,000
号給	給料月額																																
1	371,000																																
2	419,000																																
3	471,000																																
4	532,000																																
5	607,000																																
6	709,000																																
7	829,000																																
号給	給料月額																																
1	372,000																																
2	420,000																																
3	471,000																																
4	532,000																																
5	607,000																																
6	709,000																																
7	829,000																																
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>																																
<p>(給与条例の適用除外等)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p>																																
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>																																
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、</p>																																

<p>給与条例第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の12 2.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100 分の157.5</u>」とする。 3～5 略</p>	<p>給与条例第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の12 2.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100 分の167.5</u>」とする 3～5 略</p>
--	---

豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p>

第156号議案

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月15日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

市長等の期末手当の支給割合を改定するため。



豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年豊岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表12月1日の項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に、「100分の174」を「100分の182」に、「100分の130.5」を「100分の136.5」に、「100分の65.25」を「100分の68.25」に改める。

第2条 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表6月1日の項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の162」を「100分の166」に、「100分の121.5」を「100分の124.5」に、「100分の60.75」を「100分の62.25」に改め、同表12月1日の項中「100分の227.5」を「100分の222.5」に、「100分の182」を「100分の178」に、「100分の136.5」を「100分の133.5」に、「100分の68.25」を「100分の66.75」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例第3条第3項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

## 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

#### (1) 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）

平成28年12月期の期末手当について、満額の支給割合を100分の217.5から100分の227.5に改めるとともに、在職期間に応じたその他の支給割合についても改めること。（第3条関係）

#### (2) 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）

平成29年度以降に支給する期末手当について、6月期の満額の支給割合を100分の202.5から100分の207.5に、12月期の満額の支給割合を100分の227.5から100分の222.5に改めるとともに、在職期間に応じたその他の支給割合についても改めること。（第3条関係）

### 2 附則

(1) この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 第1条の規定による改正後の条例第3条第3項の規定は、平成28年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）																														
<p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、市長等の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="619 1160 863 2033"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="3">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6箇月</th> <th>5箇月以上6箇月未満</th> <th>3箇月以上5箇月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の202.5</td> <td>100分の162</td> <td>100分の121.5</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の217.5</td> <td>100分の174</td> <td>100分の130.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p>	基準日	在職期間			6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	6月1日	100分の202.5	100分の162	100分の121.5	12月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	<p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、市長等の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="619 226 863 1099"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="3">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6箇月</th> <th>5箇月以上6箇月未満</th> <th>3箇月以上5箇月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の202.5</td> <td>100分の162</td> <td>100分の121.5</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の227.5</td> <td>100分の182</td> <td>100分の136.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 略</p>	基準日	在職期間			6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満	6月1日	100分の202.5	100分の162	100分の121.5	12月1日	100分の227.5	100分の182	100分の136.5
基準日		在職期間																													
	6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満																												
6月1日	100分の202.5	100分の162	100分の121.5																												
12月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5																												
基準日	在職期間																														
	6箇月	5箇月以上6箇月未満	3箇月以上5箇月未満																												
6月1日	100分の202.5	100分の162	100分の121.5																												
12月1日	100分の227.5	100分の182	100分の136.5																												

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行		改正後（案）																															
第3条 略		第3条 略																															
2 略		2 略																															
3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、市長等の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。		3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、市長等の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="3">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6箇月</th> <th>5箇月以上6箇月未満 月未満</th> <th>3箇月以上5箇月未満 月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の202.5</td> <td>100分の162</td> <td>100分の121.5</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の227.5</td> <td>100分の182</td> <td>100分の136.5</td> </tr> </tbody> </table>	基準日	在職期間			6箇月	5箇月以上6箇月未満 月未満	3箇月以上5箇月未満 月未満	6月1日	100分の202.5	100分の162	100分の121.5	12月1日	100分の227.5	100分の182	100分の136.5		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="3">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6箇月</th> <th>5箇月以上6箇月未満 月未満</th> <th>3箇月以上5箇月未満 月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の207.5</td> <td>100分の166</td> <td>100分の124.5</td> </tr> <tr> <td>12月1日</td> <td>100分の222.5</td> <td>100分の178</td> <td>100分の133.5</td> </tr> </tbody> </table>	基準日	在職期間			6箇月	5箇月以上6箇月未満 月未満	3箇月以上5箇月未満 月未満	6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	12月1日	100分の222.5	100分の178	100分の133.5
基準日	在職期間																																
	6箇月	5箇月以上6箇月未満 月未満	3箇月以上5箇月未満 月未満																														
6月1日	100分の202.5	100分の162	100分の121.5																														
12月1日	100分の227.5	100分の182	100分の136.5																														
基準日	在職期間																																
	6箇月	5箇月以上6箇月未満 月未満	3箇月以上5箇月未満 月未満																														
6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5																														
12月1日	100分の222.5	100分の178	100分の133.5																														
4 略		4 略																															